



平成 30 年 3 月 13 日

各 位

会 社 名 鹿 島 建 設 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 押 味 至 一
(コード番号 1812 東証・名証各第一部)
問 合 せ 先 総 務 ・ 人 事 本 部 総 務 部 長 野 村 尚 哉
(TEL. 03-5544-1111 (代表))

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成 30 年 6 月開催予定の第 121 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に係る議案を含む本定時株主総会付議議案の具体的内容につきましては、平成 30 年 5 月に取締役会にて決定する予定です。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を行います。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

平成30年10月1日をもって、同年9月30日現在の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式について、2株を1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年9月30日現在）	1,057,312,022株
併合により減少する株式数	528,656,011株
併合後の発行済株式総数	528,656,011株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年9月30日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
2株未満	315名（0.6%）	315株（0.0%）
2株以上	54,418名（99.4%）	1,057,311,707株（100.0%）
総株主	54,733名（100.0%）	1,057,312,022株（100.0%）

(注)上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、2株未満の株式をご所有の株主様、315名（所有株式数の合計315株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、併合の効力発生日前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引されている証券会社又は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づきこれを一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて

交付します。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成 30 年 10 月 1 日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（2分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（平成 30 年 10 月 1 日付）
2,500,000,000 株	1,250,000,000 株

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 8 条（単元株式数）を変更するとともに、上記「2. 株式併合」に記載の本株式併合を実施し、併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更いたします。

なお、この定款変更は、会社法第 182 条第 2 項及び第 195 条第 1 項の定めに従い、株主総会の決議によることなく行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>25 億株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>12 億 5 千万株</u> とする。
（単元株式数） 第 8 条 当社の単元株式数は <u>1,000 株</u> とする。	（単元株式数） 第 8 条 当社の単元株式数は <u>100 株</u> とする。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決され

ることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関する日程

取締役会決議日	平成 30 年 3 月 13 日
定時株主総会招集決議	平成 30 年 5 月 (予定)
定時株主総会開催	平成 30 年 6 月 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日 (予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 30 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所及び名古屋証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は、平成 30 年 9 月 26 日となります。

以 上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少ない数の株式にすることです。今回当社では、2 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性向上のため、国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株へ変更することといたしました。あわせて、投資単位（1 単元株式の購入金額）について、証券取引所が望ましいとしている水準（5 万円以上 50 万円未満）とするとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、適切な水準に調整することを目的として、株式併合（2 株を 1 株に併合）を実施いたします。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況変動等の他の要因を除けば、株主様にご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様にご所有の当社株式数は株式併合前の 2 分の 1 となりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は 2 倍となるからです。

また、1 株当たりの株価についても、理論上は株式併合前の 2 倍となります。

Q 5. 受け取る配当金額への影響はありますか。

A 5. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により 2 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合（2 株を 1 株に併合）を勘案して、1 株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を除けば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1 株に満たない株式）については、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 6. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 30 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 2 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。

また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生日前		効力発生日後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,785 株	1 個	892 株	8 個	0.5 株
例②	1,000 株	1 個	500 株	5 個	なし
例③	997 株	0 個	498 株	4 個	0.5 株
例④	200 株	0 個	100 株	1 個	なし
例⑤	199 株	0 個	99 株	0 個	0.5 株
例⑥	1 株	0 個	0 株	0 個	0.5 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例①③⑤⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数株式の割合に応じてお支払いいたします。このお支払い代金に関するご案内については、平成 30 年 12 月上旬頃に、株主様宛にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を開設されていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式が 1 株のみの場合（上記の例⑥の場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 7. 株式併合後でも、単元未満株式の買取りはしてもらえますか。

A 7. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式をご所有されている株主様は、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きにつきましては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を開設されていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 8. 特に必要なお手続きはございません。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 9. 次のとおり予定しております。

平成 30 年 3 月 13 日	取締役会決議日
平成 30 年 6 月下旬	定時株主総会（予定）
平成 30 年 9 月 26 日	100 株単位での売買開始日
平成 30 年 10 月 1 日	単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の効力発生日
平成 30 年 11 月上旬	株式割当通知の発送（予定）
平成 30 年 12 月上旬	端数株式処分代金の支払開始（予定）

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引されている証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

当社の株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社
同連絡先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話：0120-782-031（フリーダイヤル） 受付時間：平日 9 時から 17 時

以 上